令和7年度群馬県畜産物の流通促進に向けた施策検討のための調査業務
企画提案仕様書

１　業務名

令和７年度群馬県畜産物の流通促進に向けた施策検討のための調査業務

２　業務の目的

群馬県の畜産は、令和５年の本県農業産出額 2,655 億円のうち 1,319 億円（49.6%）を占める主要な産業で、このうち 660 億円が肉畜生産に関する産出額となっている。

食肉流通の基幹である食肉処理施設は、老朽化や労働力不足、消費者ニーズの多様化による実需者ニーズの細分化、県内食肉処理施設への出荷頭数の減少による稼働率低下等の問題を抱えている。

このような状況の中で、本県の食肉生産を安定的に維持・発展させていくためには、生産段階はもとより、食肉処理流通部門においても、海外への輸出を含めた高付加価値で消費者ニーズに適応した安全・安心な食肉を国内外に提供していかなければならない。

ついては、県産食肉流通における外部環境及び内部環境について調査及び客観的な評価を行い、抱えている課題を抽出し、解決に向けた対応策などを導き出すことを目的とする。

３　契約期間

契約締結日から令和８年３月１３日（金）まで

４　事業費

7,700 千円（消費税及び地方消費税相当額 10%を含む）を上限とする。

５　業務の内容

県産食肉流通の現状を把握するための調査及び分析を実施した上で、課題や方向性を明らかにするとともに、食肉流通の将来に向けた方向性について検討・提案すること。

業務実施の詳細については、企画提案の内容をもとに県と協議の上で決定することとする。

① ＳＷＯＴ分析による現状分析と、クロスＳＷＯＴ分析による戦略課題の抽出
　・県内食肉処理施設の担うべき役割の明確化
② 「基本整備方針」の策定
　・「基本戦略」と「目指すべき将来像」
③ 「基本整備方針の策定」を実現する「アクションプランの策定」
④ 施設の再整備に当たり、望ましい姿の検討
⑤ 他県食肉市場の経営状況調査
⑥ 課題解決（事業収支改善方策）の検討

最終的な調査手法や調査・分析事項等については、調査実施前までに県と協議し、決定するものとする。

６　成果品等の提出

（１）実施計画書

受託者は、契約締結後遅滞なく、受託者が提案した企画提案書を基に、具体的な業務実施方法及び工程等について県と協議を行った上、「実施計画書」（様式任意）を作成し、県に提出すること。

（２）成果品

以下の成果品を作成し、Microsoft Word または PowerPoint ファイルの電子データを CD-R 等に保存し、令和８年３月１３日（金）までに提出すること。

その他、県から求められた資料について提出すること。

① 令和７年度群馬県畜産物の流通促進に向けた施策検討のための調査業務報告書

② 県との打合せ等の議事録

③ その他、県から求められた資料

７　個人情報の取扱い

受託者は、本業務の実施に伴い取り扱う個人情報について、個人情報の保護に関する法律（平成１５年法律第５７号）を遵守するものとする。

８　成果物の権利関係

本業務の履行における成果品の所有権は、全て群馬県に帰属するものとする。

９　留意事項等

（１）契約締結後は、業務の遂行について速やかに県と協議を実施することとする。

（２）受託者は、業務の進捗状況について、毎月、県が指示する日までに業務の進捗状況に関する報告書（様式任意）を作成し、県に報告することとし、協議・確認を取りながら業務を進めることとする。

（３）本業務に係る必要な物品等については、受託者が用意することとする。

（４）本仕様書に基づく作業に関し、第三者の肖像権、所有権、著作権を侵さないこと。また、第三者との間に著作権に係る権利侵害の紛争等が生じた場合は、当該紛争の原因が専ら群馬県の責めに帰す場合を除き、受託者の責任、負担において一切を処理することとする。

（５）受託者は、契約期間中及び契約期間後において、本業務上知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。また、本業務の過程において第三者に情報の漏洩がないよう、十分な対策を講じることとする。

（６）受託者の責任に帰すべき理由により、群馬県又は第三者に損害を与えた場合には、受託者がその損害を賠償することとする。

（７）受託者は、本業務に係るデータを５年間無償で保管することとする。この場合、県の承認を得ずにデータを転用または第三者に使用させてはならない。

（８）契約書及び仕様書等に記載のない事項については、その都度協議する。
（９）本仕様書は、受託者選定に係る企画提案募集において適用されるものであり、業務委託契約書に添付する仕様書については、受託候補者との協議の上、改めて作成する。